

令和5年11月16日
道路・交通計画部交通政策課

世田谷区地域公共交通計画の検討について

1 主旨

「世田谷区交通まちづくり基本計画」は、区の将来像を展望しつつ、望ましい交通体系や交通サービスの確立を目指し、区の交通に関する施策の基本方針として、平成14年9月に策定し、その後も社会情勢を踏まえて改定している。

一方、国は、地域にとって望ましい、鉄道、バス、タクシー等の地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとして「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下、「本法律」という。）に基づき「地域公共交通計画」を定めることを自治体の努力義務とする法改正を令和2年に行っている。

区としては、現行の「世田谷区交通まちづくり基本計画」が令和6年度末に期間満了を迎えることから、「世田谷区交通まちづくり基本計画」に代わる「世田谷区地域公共交通計画」（以下、「地域公共交通計画」という。）策定に向け取り組んでいる。

2 地域公共交通計画策定に向けて

地域公共交通計画策定においては、新型コロナウイルス感染拡大などにより公共交通機関の利用者が減少し、特にバス交通においては、深刻な運転手不足などもあり、公共交通サービスの維持・確保が厳しい局面を迎えている。

こうした状況を踏まえ、区内全域の交通施策に関して検討するため、本法律に基づき、交通事業者をはじめ、学識経験者や区民等を含めた構成の協議会（以下、「法定協議会」という。）を今年度より設置する。

法定協議会で意見交換し、誰もが住み慣れた地域で孤立することなく自立して暮らし続けられる持続可能な地域公共交通を目指し、庁内でも議論を重ねながら、令和6年度末までに地域公共交通計画を策定する。

3 地域公共交通計画に求められる事項

- (1) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- (2) 計画の区域
- (3) 計画の目標
- (4) 目標を達成するために行う事業・実施主体
- (5) 計画の達成状況の評価に関する事項
- (6) 計画期間
- (7) 計画の実施に関し、自治体が必要と認める事項

4 地域公共交通計画の計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間（予定）

5 法定協議会の構成メンバー

学識経験者	区民委員
鉄道事業者	バス事業者
東京ハイヤータクシー協会	国土交通省関東運輸局
東京都都市整備局	道路管理者
交通管理者	区職員

6 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年
- 1月 法定協議会設置
 - 6月 特別委員会報告（骨子案の報告）
 - 7月 法定協議会
 - 9月 特別委員会（計画素案の報告）
パブリックコメントの実施
- 令和7年
- 2月 法定協議会
特別委員会（計画案の報告）
 - 3月 地域公共交通計画策定

※特別委員会：公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会